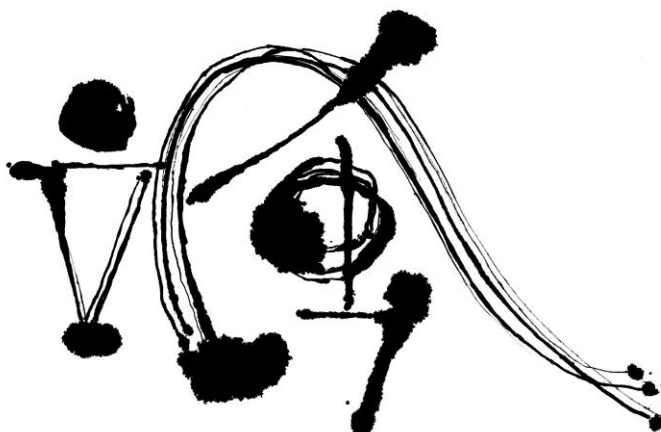


地域密着型通所介護事業所

リハビリテーション 颯
山形霞城

重要事項説明書



重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	リハビリテーション颯 山形霞城
所在地	山形県山形市城南町 2-10-2 サンファアーレ 101 号室
事業所指定番号	0670103720
管理者・連絡先	佐藤 圭 電話 023(664)3202
サービス提供地域	山形市 ※これ以外の地域の方は要相談
利用定員	17名

2. 事業目的及び運営方針

(1) 事業の目的

株式会社多田が開設するリハビリテーション颯 山形霞城が行う地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の通所介護等従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービスの内容等	人 員
管理者	業務の管理を行います。	1名
生活相談員	サービス利用に係る一切の相談業務を行います。	1名以上
機能訓練指導員	利用者の身体機能評価及び各種リハビリテーションの計画を立て、実施します（理学療法士・看護師）。	1名以上
看護職員	医療、健康面の管理、指導、助言等を行います。又各種健康相談に応じます（看護師）。	1名以上
介護職員	リハビリテーション業務の補助、送迎、日常生活の援助業務等を行います。	1名以上

4. 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から金曜日まで ※お盆（8/13）年末年始（12/31～1/3）を除く	午前8時30分から午後5時30分まで

5. サービス内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

①サービス内容

- ・機能訓練

機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

- ・生活指導

利用者の生活面での指導・援助を行います。

- ・健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

- ・排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

- ・口腔ケア

看護師により利用者の状況に適した口腔ケアを行い、誤嚥性肺炎や認知症予防に努めます。

- ・相談及び援助

利用者とその家族からの相談に応じます。

- ・送迎

ご自宅から施設までの送迎を行います。但し、利用者の希望により、提供しないことも可能です。

②費用

- ・介護保険の適用がある場合は、原則として添付する料金表の利用料金のうち介護保険負担割合証に記載の割合が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、利用料金表に記載します。
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅 サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・介護保険法の改正に伴い利用料の変更を行う場合がありますので予めご理解下さい。
- ・介護保険外の費用として、利用一回ごとお茶代200円、及びおむつ代、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用が実費として必要となります。
- ・利用料の支払いは、事業者が指定する口座自動引き落としサービスの利用により、月末締め切り翌月20日（金融機関休業日は翌営業日）に指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。又、現金でのお支払いを希望される場合は月末締め切り翌月末営業日までに事業所にてお支払下さい。尚、銀行振込を希望される場合は、下記口座まで、振込手数料お客様負担にて送金下さい。

山形銀行 寒河江中央支店 普通口座 （口座番号） 551902

株式会社多田 代表取締役 多田 丈弘 （ただ たけひろ）

※入金確認後、領収書を発行いたします。

6. サービス提供時間

(午前の部) 9 : 15 ~ 12 : 15 (午後の部) 13 : 30 ~ 16 : 30

7. 当事業所におけるサービスの方針

(1) 様々なリハビリテーションプログラムの提供

当事業所はすべてにおいてリハビリテーションプログラムとしてサービスが提供されます。理学療法士を中心に、個別機能訓練のみならず、皆様に適した各種プログラムにご参加いただきます。個別機能訓練加算Ⅰ及びⅡを算定し、理学療法士が中心となり計画的に実施されます。

(2) 過剰サービスの排除

当事業所では皆様の介護計画と皆様の残存機能（出来ること、出来ないこと）に応じ、過剰介護をせず、自立、維持、回復していただく信念において介護サービスを実施します。よってよほどの事情が無い限りお茶などの上げ膳据え膳サービスは行いません。出来ることはご自身で行っていただきたいと考えております。

(3) 口腔機能向上加算プログラムの実施

介護予防、悪化予防、身体機能向上、認知症予防、誤嚥性肺炎の予防など、様々な予防効果、機能向上を目指し当事業所ではケアプランの記載に準じて月2回、口腔衛生指導を実施します。全ては計画に基づき看護師が中心となり実施され、口腔機能向上加算が算定されます。

8. 個人情報保護及び守秘義務

職員は在職中はもちろん退職後についても皆様の情報を第三者に漏洩しないことを誓約しております。

又、秘密保持の為の教育、指導を徹底しております。尚記録物等に関しては担当者会議及び緊急性を除く外部持ち出しの一切を行わず（担当者会議等必要時においては必要最低限の記録、情報を持ちだし、活用させていただきます）。

9. 相談窓口及び苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については営業時間中に限り、次の窓口で対応します。

電話番号 023 (664) 3202

担当者 生活相談員及び管理者

又、苦情についてはお住まいの各市町村の窓口又は国保連合会でも受け付けております。

山形市福祉推進部介護保険課

山形市福祉推進部指導監査課 受付時間 月曜日から金曜日 8 : 30 ~ 17 : 15

TEL 023 (641) 1212

山形県国民健康保険団体連合会 受付時間 月曜日から金曜日 9 : 00 ~ 16 : 00

TEL 0237 (87) 8000

※山形市以外にお住まいの方は居住地の市町村役所または国保連合会でも受け付けます。

※提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・実施なし

10. キャンセル規定

当事業所では次のキャンセル規程を定めておりますので、あらかじめサービス計画などで予定していたサービスのご利用をキャンセルする場合はこの規程をお守りいただきますようご理解とご協力を宜しくお願い致します。

(キャンセル規定)

	状 況	キャンセル料
①	参加当日 8 時以降のご連絡 もしくは何らご連絡もなく、職員がお迎えに伺った場合に不在 もしくはその場でお休み通知の場合(うっかりを含みます)	キャンセル料はかかりません
②	当日の 8 時までにお休みのご連絡を頂いた場合(電話、書面、ファックス)	キャンセル料はかかりません
③	重大な緊急時 (利用者の緊急救急対応など)	キャンセル料はかかりません

11. 事故発生時の対応

- ①サービス提供により事故が発生した場合には、県市町村、ご家族、利用頂いている居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な処置を講じます。
- ②事業者は通所介護サービスの提供に辺り、利用者の身体・財産の損害を与えた場合にはその損害を施設が加入する下記の賠償保険の範囲内で賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。又利用者の故意及び重大な過失により事業者が損害を受けた場合はその損害賠償を請求することとします。

事業者が加入する損害保険

保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

保険種類 賠償責任保険

支払限度額 1 事故 100,000 千円

12. 高齢者虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 3. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

① 主治医

病院名及び所在地・連絡先

② 緊急時連絡先 氏名（続柄）（ ）

住 所

電話番号

1 4. 消防署計画等の対策

（1）非常時の対応

別途定める消防計画に則り対応を行います。

（2）避難訓練及び防災設備

別途定める消防計画に則り年二回避難訓練を行います。また、次の防災設備を備えます。

- ・ 自動火災報知器
- ・ 誘導灯
- ・ 消火器

1 5. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ・ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 施設内での他の利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・ サービスの利用にあたり、職員に対する以下の行為（ハラスメント行為）を禁止します。
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ・好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

1 6. 契約の解除（サービスの提供終了）

事業所は、次に掲げる場合には、相当な期間を定めて理由を示した文書で通知することにより、サービスの提供を終了（契約を解除）することができます。

（1）利用者またはそのご家族等が、第14項に定める禁止行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント等）を行い、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供す

ることが著しく困難になったとき。

（２）上記により契約を解除する場合、当事業者は居宅介護支援事業者または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を講じます。

17. その他事項

当事業所ではご本人、ご家族、ケアマネージャー、関係諸機関へのサービス実績の報告、ケアの成果を把握、共有するために、画像や動画による撮影を行います。尚、画像につきましては新聞形式で利用し、他の利用者様との励まし合いにも活用させていただきます。

18. 運営法人の概要

名 称：株式会社多田

代 表 者：代表取締役 多田 丈弘

所 在 地：山形県寒河江市栄町８－４１

連 絡 先：電話 ０２３７（８５）０７７４

FAX ０２３７（８５）０７５８

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護等のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者(乙) 住所 山形市城南町 2-10-2
サンファーレ 101 号室

事業者(法人) 名 株式会社 多田
事業所名 リハビリテーション 山形霞城
(事業所番号) 0670103720
代表者名 代表取締役 多田 丈弘

説明者 生活相談員 佐藤 健一

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定通所介護等のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者(甲) 住所 _____
氏名 _____

代理人 住所 _____
氏名 _____